

(別紙)

「提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」

P 1 7

コメントの概要	金融庁の考え方(7/13公表時)	金融庁の考え方(訂正後)
① (略) ② プロパティマネジメント会社がテナントの決定権限を有する場合(例えば、マンションの入居者を決定するケース)においても、あらかじめ受託者が、賃料水準等テナント決定に係る一定の条件を定めている場合には、当該委託は法第22条第3項第1号、第2号に該当するという理解でよいか。	① (略) ② 受託者の提示する条件により、個々の賃貸借契約締結が財産の通常の用法に従った利用行為と解される場合には、 <u>法第22条第3項第1号</u> に該当すると考えます。	① (略) ② 受託者の提示する条件により、個々の賃貸借契約締結が財産の通常の用法に従った利用行為と解される場合には、 <u>法第22条第3項第2号</u> に該当すると考えます。

P 2 0

コメントの概要	金融庁の考え方(7/13公表時)	金融庁の考え方(訂正後)
補助的な機能を有する行為とは、具体的にどのようなものを想定しているのか例示願いたい。 例えば、金銭債権信託において、原債権者である委託者が以下の行為を行う場合にこれら行為は補助的な機能を有する行為に該当するか、その判断の根拠・基準とあわせご教示願いたい。 ①～④(略)	(前段略) また、金銭債権信託において、原債権者である委託者が行う時効中断手続や、債務者への抗弁の主張等については、信託財産の保存行為に係る業務( <u>法第22条第1項第1号</u> )に該当するものと考えられます。	(前段略) また、金銭債権信託において、原債権者である委託者が行う時効中断手続や、債務者への抗弁の主張等については、信託財産の保存行為に係る業務( <u>法第22条第3項第1号</u> )に該当するものと考えられます。

P 3 8

コメントの概要	金融庁の考え方(7/13公表時)	金融庁の考え方(訂正後)
信託法整備法第3条により旧法信託に関しては原則として旧信託業法・施行令・施行規則が適用になると思われる。旧法信託について、新法(新信託業法)の適用を受けようとする場合、どのような手続を踏めばよいか必ずしも明らかではないように思われる。例えば、個別の信託契約につ	旧信託法の下で成立した信託(旧法信託)についても、原則として新信託業法が適用されることとなります。 もっとも、 <u>新信託法の適用を受ける信託とするためには、信託行為の定め、又は委託者、受託者及び受益者の書面若しくは電磁的記録による合意によって、新法が</u>	旧信託法の下で成立した信託(旧法信託)については、原則として旧信託業法が適用されることとなります。 もっとも、 <u>旧法信託についても、信託行為の定め、又は委託者、受託者及び受益者の書面若しくは電磁的記録による合意によつて、適用される法律を新法(新信</u>

コメントの概要	金融庁の考え方(7/13公表時)	金融庁の考え方(訂正後)
<p>き委託者、受託者、受益者が新法の適用を受ける旨のみ合意することによいか。</p>	<p><u>適用される旨の信託の変更を行うことが必要です(信託法整備法第3条)。</u></p>	<p><u>託法・新信託業法等改正後の法律)とする旨の信託の変更を行うことにより、新法の適用を受ける信託(新法信託)とすることができます(信託法整備法第3条)。</u>  <u>新法では受託者義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定の整備等が行われたところであり、個々の状況に応じて、新法信託を活用することが想定されています。</u></p>
<p>ある信託が旧法信託(信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条により従前の例によるとされる信託)である限り、利益相反取引行為や信託事務の委託が信託法施行後に行われても信託業法は適用されないという理解によいか。</p>	<p><u>旧法信託であっても、信託業法は適用されることとなります。</u></p>	<p><u>旧法信託については、原則として旧信託業法が適用されることとなります。したがって、利益相反取引行為や信託事務の委託が信託法施行後に行われる場合であっても、旧信託業法が適用されることとなります。</u>  <u>もともと、旧法信託についても、信託行為の定め、又は委託者、受託者及び受益者の書面若しくは電磁的記録による合意によって、適用される法律を新法(新信託法・新信託業法等改正後の法律)とする旨の信託の変更を行うことにより、新法の適用を受ける信託(新法信託)とすることができます(信託法整備法第3条)。</u>  <u>新法では受託者義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定の整備等が行われたところであり、個々の状況に応じて、新法信託を活用することが想定されています。</u></p>